

みんなキラリ

...シリーズ①男女共同参画

幸せは人それぞれですが、人に押し付けられず、自分のしたいことをするのが一番。もし、女だから、男だからという理由だけで、したいことができなかつたり、特定の仕事や役割がかたよっているとしたら…。女性も男性も自分の意思で社会に参画し、お互い支え合い、喜びも責任も分かち合う。そんな社会づくりがみんなの幸せにつながります。

6月23日～6月29日は男女共同参画週間です



国では、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが行われるよう、平成13年度より「男女共同参画週間」を実施しています。

Q なぜ6月23日からなの？
A 「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日だからです。期間中は、地方公共団体、女性団体などの関係団体の協力のもと、各種行事等が開催されます。

常陸大宮市では、平成18年1月に策定した、男女共同参画計画（平成18年度から22年度）をもとに、『男女共同参画で、一人ひとりの個性と能力がキラリと光るまちづくり』を基本理念とし、この理念の実現のために、行政・家庭・職場・地域が一体となった5つの基本目標を設定し、この目標をもとに各課で具体的取り組み内容を設け、市民が性別にとらわれずに自分らしさを発揮して、いきいき暮らすことのできる、まちづくりをめざしていきます。



Q 5つの基本目標とは？
A 次の5つです。
 I 男女共同参画の意識づくり
 II 男女の自立を支える生活づくり
 III 男女がいきいきと働ける環境づくり
 IV 男女がともに参画する社会づくり
 V 男女共同参画を推進する行政の仕組みづくり

7月から マル福・ピンクの用紙がなくなりま

医療福祉制度（マル福）とは、乳幼児、母子・父子家庭、重度心身障害者、妊産婦の方々が安心して医療が受けられるよう健康保険の自己負担部分を市と県が助成するものです。これまでマル福を利用する場合、健康保険証と一緒に医療福祉費受給者証・医療福祉費請求書（通称・ピンクの用紙）を診療機関に提示する必要がありますが、7月からピンクの用紙が不要になります。なお、妊産婦の方は、これまでどおり医療福祉費請求書（通称・ブルーの用紙）が必要になりますのでご注意ください。この改正に伴い、受給者番号を



◇改正時期
平成18年7月1日

◇問い合わせ先
本庁医療保険課保険係 (52) 1111

各総合支所福祉健康課福祉係
 山方(57) 2121 / 美和(58) 2111
 緒川(56) 3992 / 御前山(55) 2113

7月から 国民年金保険料の免除制度が利用しやすくなりま

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度で、老後のための老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は13、860円（平成18年度）ですが、経済的な理由等で納付が困難な場合は申請により保険料の納付の、免除または一部納付（一部免除）制度があります。

今年7月から、従来の免除制度に新たに2種類が加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

◎ 4分の1納付制度
↓ 保険料の4分の3を免除
保険料額 3,470円

◎ 4分の3納付制度
↓ 保険料の4分の1を免除
保険料額 10,400円

※免除制度を利用する場合は、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

◇問い合わせ先
本庁医療保険課保険係(52) 1111

各総合支所福祉健康課福祉係
 山方(57) 2121 / 美和(58) 2111
 緒川(56) 3992 / 御前山(55) 2113